

行政事業レビュー外部有識者会合議事次第

日時：平成30年7月26日（木）

12：30～14：00

場所：中央合同庁舎第6号館B棟19階

公正取引委員会官房第13会議室

1 開会

2 行政事業レビュー

(1) 独占禁止政策に関する地方有識者との懇談会

(2) 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に係る事業者向け広報等

3 講評

4 閉会

【配布資料】

資料1 独占禁止政策に関する地方有識者との懇談会

(1) 行政事業レビューシート

(2) 事業説明資料

資料2 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に係る事業者向け広報等

(1) 行政事業レビューシート

(2) 事業説明資料

資料3 行政事業レビューに係る行動計画

(平成30年4月16日公正取引委員会)

行政事業レビュー外部有識者会合 出席者名簿

平成30年7月26日

【外部有識者】

公認会計士 池谷修一

東京大学大学院法学政治学研究科教授 田邊國昭

東京経済大学経済学部教授 中村豪

(五十音順)

(講評時に御出席)

野村證券株式会社 常務 広報担当 池田肇

【行政事業レビュー推進チーム】

官房政策立案総括審議官（総括責任者） 山田弘

官房総務課長（副総括責任者） 岩成博夫

官房総務課企画官 河野琢次郎

官房総務課会計室長 杉浦賢司

以上

事業番号

0002

平成30年度行政事業レビューシート (公正取引委員会)

事業名	独占禁止政策に関する地方有識者との懇談会			担当部局庁	官房	作成責任者		
事業開始年度	昭和54年度	事業終了 (予定)年度	終了予定なし	担当課室	官房総務課	藤本 哲也		
会計区分	一般会計							
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	-			関係する 計画、通知等	-			
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	地方有識者(経済団体、消費者団体、学識経験者、報道関係者等)と公正取引委員会委員等との懇談会を通じて、各地域の実情、競争政策や公正取引委員会の活動について、幅広い意見・要望等を把握し、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るとともに、各地域の事業者、消費者等を対象とする講演会を通じて公正取引委員会の活動や独占禁止法等の内容に対する理解をより一層深めることを目的としており、毎年、全国各地において開催している。							
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	公正取引委員会の最近の活動状況等について、各地域の主要経済団体・消費者団体の代表者等の有識者から公正取引委員会の委員等が意見を聴取するとともに、率直な意見交換を行う。また、懇談会に併せて、各地域の事業者、消費者等を対象とした公正取引委員会委員等による講演会を実施するほか、当該講演会後に、独占禁止法及び下請法に関する相談コーナーを設け、各地域の事業者等からの相談に対し職員が個別に応じる。							
実施方法	直接実施							
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度要求	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
		計	4.1	4.1	4	4	0	
	執行額	3.2	3	3				
	執行率(%)	78%	73%	75%				
	当初予算+補正予算に対する 執行額の割合(%)	78%	73%	75%				
	平成30・31年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	30年度当初予算	31年度要求	主な増減理由			
職員旅費		1.8						
庁費		1.3						
諸謝金		0.7						
委員等旅費		0.1						
計		4	0					
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 年度	目標最終年度 年度
			成果実績	-	-	-	-	-
	目標値	-	-	-	-	-		
	達成度	%	-	-	-	-		
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	-							

	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と26～28年度の達成状況・実績						
	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	<p>本事業は各地域の実情、競争政策や公正取引委員会の活動等に関する意見聴取が中心であり、施策への反映状況について定量的な目標を設定することは困難である。</p> <p>なお、講演会については、公正取引委員会の活動、また、独占禁止法等に対する理解の向上度合いを把握するため、平成28年度より、参加者に対するアンケートを実施しているところであり、当該アンケートによって測定した理解の向上度合いについては、本事業の成果を検証するための代替指標として掲載している。</p>			<p>各地域の主要経済団体・消費者団体の代表者等、学識経験者(大学教授等)、報道関係者等の有識者と懇談を行い、幅広い意見・要望等を把握するとともに、各地域の事業者、消費者等を対象とする講演会を通じて競争政策に対するより一層の理解を深めることを成果目標とする。</p> <p>達成状況・実績については、経済団体・消費者団体等の代表者等の参加を得て、平成29年度は全国8か所で開催し、地方有識者からは、公正取引委員会に対する意見・要望等が数多く出されるなど活発な意見交換が行われ、地方有識者と公正取引委員会との間で、競争政策についての相互理解を深めることができた。なお、懇談会で提出された主な意見・要望等は公表している。また、講演会後に実施した参加者に対するアンケート調査では、公正取引委員会の活動に対する理解の向上度及び独占禁止法・下請法の理解の向上度は、いずれも80%超であった。</p>					
事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 30年度	目標最終年度 年度	
	地方有識者との懇談会を開催し、有識者から意見等を聴取する。	独占禁止政策に関する地方有識者との懇談会開催回数	実績	回	9	8	8			
			目標値	回	9	8	8	9		
			達成度	%	100	100	100			
事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 30年度	目標最終年度 年度	
	各地域の事業者、消費者等を対象とする講演会を通じて公正取引委員会の活動に対するより一層の理解を深める。	講演会参加者の公正取引委員会の活動に対する理解の向上(講演会後のアンケートにおいて「理解が深まった」又は「おおむね理解が深まった」と回答した者の割合)	実績	%	-	87.7	88.9			
			目標値	%	-	-	-	80		
			達成度	%	-	-	-			
事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 30年度	目標最終年度 年度	
	各地域の事業者、消費者等を対象とする講演会を通じて独占禁止法、下請法に対するより一層の理解を深める。	講演会参加者の独占禁止法、下請法の理解の向上(講演会後のアンケートにおいて「理解が深まった」又は「おおむね理解が深まった」と回答した者の割合)	実績	%	-	83.8	83			
			目標値	%	-	-	-	80		
			達成度	%	-	-	-			
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	27年度	28年度	29年度	30年度 活動見込	31年度 活動見込	
	独占禁止政策に関する地方有識者との懇談会開催回数			活動実績	回	9	8	8		
				当初見込み	回	9	8	8	9	
単位当たりコスト	算出根拠			単位	27年度	28年度	29年度	30年度活動見込		
	独占禁止政策に関する地方有識者と懇談会開催に係る経費 / 開催回数			単位当たりコスト	円	350,471	378,113	380,951	438,889	
				計算式	開催経費(円) / 開催回数	3,154,241 / 9	3,024,900 / 8	3,047,610 / 8	3,950,000 / 9	

定量的な成果目標の設定が困難な場合

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	競争政策の普及啓発等 3							
	施策	競争政策の広報・広聴 3-1							
	測定指標	定量的指標		単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 30年度	目標年度 年度
		地方有識者との懇談会開催件数 (本事業の懇談会のほか、地方事務所長等の公正取引委員会事務総局の職員と有識者との懇談会を含めた開催回数)	実績値	回	96	86	97		
			目標値	回	82	83	87	88	
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係								
	<p>独占禁止政策に関する地方有識者との懇談会において、公正取引委員会の委員等が地方有識者との間で率直な意見交換を行うことにより、各地域の有識者が有している競争政策に関する意見・要望等を把握することや、懇談会後の講演会などを通じて各地域の事業者、消費者等に公正取引委員会の活動や独占禁止法等の内容に対する一層の理解を深めてもらうことは、競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な促進を図るという目標の達成に資する。</p>								
	改革項目	分野:	-						
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 年度	29年度	30年度	中間目標 年度	目標最終年度 年度
		成果実績	-	-	-	-	-	-	
目標値		-	-	-	-	-	-		
達成度	%	-	-	-	-	-	-		
(第二階層) KPI	KPI (第二階層)		単位	計画開始時 年度	29年度	30年度	中間目標 年度	目標最終年度 年度	
	成果実績	-	-	-	-	-	-		
	目標値	-	-	-	-	-	-		
達成度	%	-	-	-	-	-	-		
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係									
-									

事業所管部局による点検・改善

項目		評価	評価に関する説明													
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	公正取引委員会が、各地域の実情、競争政策や公正取引委員会の活動等に関する意見を踏まえた上で競争政策を推進すること、及び各地域の事業者等に対し独占禁止法等の内容を理解してもらい違反行為の未然防止を図ることは、国民及び社会のニーズに応えるものである。													
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	競争政策を実施する公正取引委員会(国)が直接行う必要がある。													
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	競争政策を有効かつ適切に実施していくためには、国民や社会のニーズを把握することが必要・重要である。													
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	<p>庁費の支出は相見積りを原則とすることにより、競争性の確保とコストの削減を図っている。</p> <p>一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。</p> <p>競争性のない随意契約となったものはないか。</p>													
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-														
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○														
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	<p>旅費、謝金については、規則・統一単価に基づいて支出をしており、庁費の支出については相見積りを原則とすることにより、競争性の確保とコストの削減を図っている。</p> <p>費用の妥当性については上記のとおり。用途については、謝金、委員等旅費の支出は出席者に限定しているほか、食事等の提供もしておらず、懇談会開催に必要な施設等への支出に限定している。</p> <p>費用のうち、会場や講演会設備への支払と、公正取引委員会委員・職員の出張旅費については、懇談会の開催場所、開催都市によって大きく異なるところ、積算は開催に必要な会場の規模に基づく統一単価や旅費の統一単価を使用することで妥当性を確保している。他方、会場や講演会設備への支払については相見積りを原則とすることで妥当性を確保している。</p>													
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○														
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○														
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-														
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	懇談会出席者にとって利便性の良い開催場所を選定することで、出席者の確保や移動に係るコスト(委員等旅費)の削減に努めている。														
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	懇談会を年8回程度開催し、各地方有識者との間で活発な意見交換を行っている。また、講演会後に実施した参加者に対するアンケート調査では、公正取引委員会の活動に対する理解の向上度及び独占禁止法・下請法の理解の向上度は、いずれも80%超となっている。これらの実績は、幅広い意見・要望等を把握するとともに、競争政策に対するより一層の理解を深めるという目標に合致するものである。													
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	各地域の有識者が一堂に会した場所で意見交換を行うことにより、効率的に意見を聴取できるほか、有識者間の議論も行われるため、より効果的に意見を聴取することができる。													
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	当初見込みどおりの開催回数である。													
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	懇談会の場において有識者から聴取した意見については、主な意見等を公表するとともに、公正取引委員会内で共有し、公正取引委員会の競争政策の運営の参考としている。													
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	<p>類似の事業として「独占禁止懇話会」(経済取引局が所管)が実施されているが、これは各界の代表者・有識者等から、全国的な見地から意見を聴取するものであり、各地の有識者から地域の経済社会の実情に即した競争政策に関する意見を幅広く聴取する本事業との役割分担は適切である。</p>													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所管府省名</th> <th>事業番号</th> <th>事業名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公正取引委員会</td> <td>0003</td> <td>独占禁止懇話会</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所管府省名		事業番号	事業名	公正取引委員会	0003	独占禁止懇話会								
所管府省名	事業番号	事業名														
公正取引委員会	0003	独占禁止懇話会														
点検・改善結果	点検結果		独占禁止政策に係る地方有識者との懇談会では、積極的な意見聴取を行い、聴取した意見については、主な意見を公表するとともに、公正取引委員会内で共有し、競争政策の運営の参考としている。また、併せて講演会を行うことにより、当該地域の事業者等における公正取引委員会の活動や独占禁止法等の内容に対する理解を深めている。これらのことから、今後も地方有識者との懇談会を開催して意見聴取を行うとともに、講演会を開催することが適当である。													
	改善の方向性		事業実施に当たっては、今後も相見積りを原則とすることにより、競争性の確保とコストの削減を図る。引き続き各地域の経済団体や報道機関等と連携することにより、懇談会及び講演会の幅広い周知を図る。													

外部有識者の所見

行政事業レビュー推進チームの所見

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

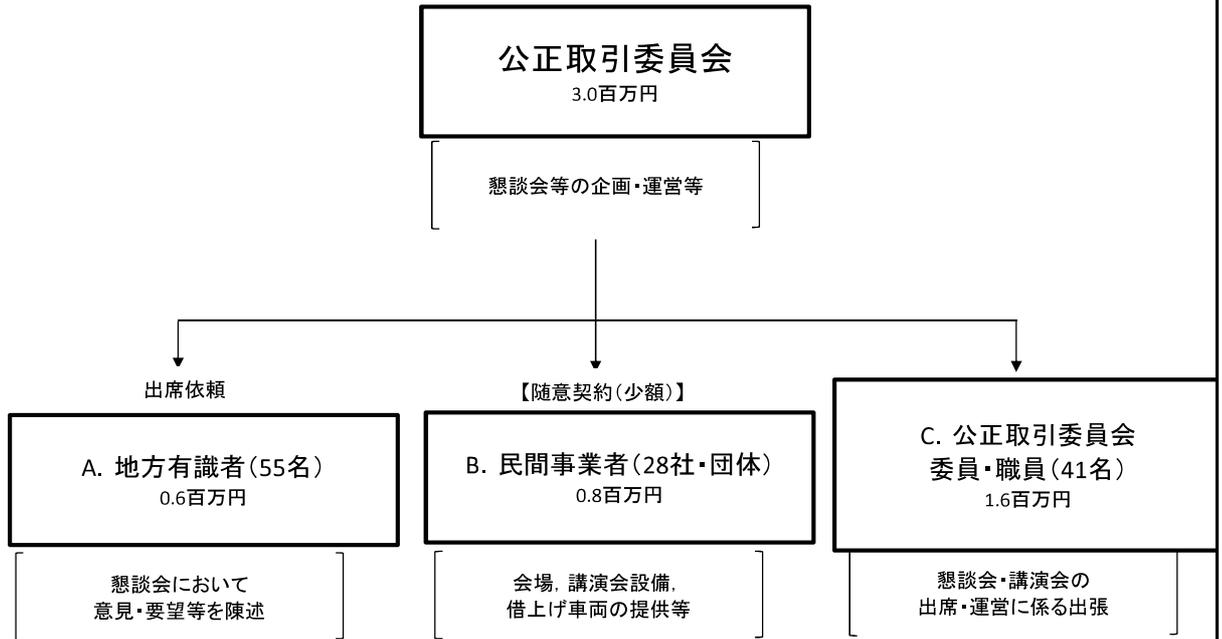
備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	③(2)	平成23年度	⑦	平成24年度	③	平成25年度	②
平成26年度	②	平成27年度	0002	平成28年度	0002		
平成29年度	公正取引委 員会 (0002)						

※平成29年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位: 百万円)



費目・用途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と用途の双方で実情が分かるように記載)	A.			B.		
	費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
計			0	計		0

費目・用途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載 チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	個人A		懇談会への出席	0				
2	個人B		懇談会への出席	0				
3	個人C		懇談会への出席	0				
4	個人D		懇談会への出席	0				
5	個人E		懇談会への出席	0				
6	個人F		懇談会への出席	0				
7	個人G		懇談会への出席	0				
8	個人H		懇談会への出席	0				
9	個人I		懇談会への出席	0				
10	個人J		懇談会への出席	0				

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社高知商工会館	3490001000625	懇談会・講演会の会場借料, 会場設備使用料等	0.2	随意契約 (少額)			
2	株式会社サンルート	2013301018419	懇談会・講演会の会場借料及び会場設備使用料	0.1	随意契約 (少額)			
3	星光ビル管理会社	8120001077456	講演会の会場借料及び会場設備使用料	0.1	随意契約 (少額)			
4	鹿児島東急REIホテル	9340001000948	懇談会の会場借料, 会場設備使用料等	0.1	随意契約 (少額)			
5	長岡商工会議所	2110005011384	懇談会・講演会の会場借料	0.1	随意契約 (少額)			
6	静岡産業経済会館	2080001002960	懇談会・講演会の会場借料及び会場設備使用料	0.1	随意契約 (少額)			
7	京都商工会議所	4130005004789	懇談会・講演会の会場借料及び会場設備使用料	0	随意契約 (少額)			
8	鹿児島第一交通株式会社	1340001002456	委員送迎用の車両の借上げ	0	随意契約 (少額)			
9	掛川タクシー株式会社	2080401014259	委員送迎用の車両の借上げ	0	随意契約 (少額)			
10	旭川商工会議所	6450005000481	懇談会・講演会の会場借料及び会場設備使用料	0	随意契約 (少額)			

独占禁止政策に係る地方有識者との懇談会

1 業務の目的・概要

地方有識者（経済団体、消費者団体、学識経験者、報道関係者等）と公正取引委員会委員等との懇談会を通じて、各地域の実情、競争政策や公正取引委員会の活動について、幅広い意見・要望等を把握し、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るとともに、各地域の事業者、消費者等を対象とする講演会を通じて公正取引委員会の活動や独占禁止法等の内容に対する理解をより一層深めることを目的としており、毎年、全国各地において開催している。

2 過去の開催実績

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
8 都市 ・ 釧路市 ・ 山形市 ・ 長野市 ・ 富山市 ・ 奈良市 ・ 山口市 ・ 高松市 ・ 長崎市	8 都市 ・ 札幌市 ・ 秋田市 ・ 千葉市 ・ 岐阜市 ・ 大津市 ・ 鳥取市 ・ 徳島市 ・ 宮崎市	9 都市 ・ 函館市 ・ 仙台市 ・ 前橋市 ・ 名古屋市 ・ 和歌山市 ・ 松江市 ・ 松山市 ・ 熊本市 ・ 那覇市	8 都市 ・ 帯広市 ・ 青森市 ・ 甲府市 ・ 金沢市 ・ 神戸市 ・ 岡山市 ・ 高松市 ・ 佐賀市	8 都市 ・ 旭川市 ・ 福島市 ・ 長岡市 ・ 静岡市 ・ 京都市 ・ 広島市 ・ 高知市 ・ 鹿児島市

3 必要性

独占禁止政策に係る地方有識者との懇談会は、意見聴取機能を強化し、地域の経済社会の実情を踏まえ、競争政策を有効かつ適切に推進するため、今後も継続する必要がある。

また、懇談会と併せて開催している講演会は、公正取引委員会の地方事務所等が所在しない都市において、競争政策に対する理解をより一層深めてもらうための有効な広報手段であり、今後も継続する必要がある。

有識者と公正取引委員会との懇談会で出された主な意見について

平成30年1月24日
公正取引委員会

公正取引委員会は、毎年度、全国各地において経済団体代表、消費者団体代表、学識経験者、教育委員会関係者等の有識者と当委員会の委員等との懇談会を開催することで、各地区の実情や幅広い意見・要望を把握し、独占禁止法等の運用にいかしています。

平成29年度においては、各地区における有識者との懇談会を平成29年10月及び11月に別紙1のとおり開催しました。これらの懇談会において有識者から示された主な意見の概要は以下のとおりです（その他の意見は別紙2のとおりです）。

公正取引委員会としては、これらの意見を踏まえて、今後とも独占禁止法等の的確な運用に努めてまいります。

1 独占禁止法の運用・競争政策の唱導について

- ・ ビックデータやAIの活用が企業の競争力に格差をつけていくものと思う。1社がそのノウハウを独占することのないように規制・監督をしてほしい。また、公正で自由なデータ市場の創造・活性化に向けて関係機関と連携して取り組んでほしい。（京都市）
- ・ 企業が保有するビッグデータは、物、役務及び知的財産権とは異なる新しい分野になると考えられるので、その保有、管理について公正取引委員会がどのように対応していくのかを示してもらいたい。（高知市）
- ・ 震災復興に係る談合は厳しく取り締まらなければならないが、復興を急ぐため、発注者にはスピーディな入札システムを検討するなど緊急時の対応策も必要となる。公正取引委員会は、迅速な復興を支援するため、事件審査で得られた情報を発注者に提供してはどうか。（福島市）

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房総務課 電話 03-3581-3574（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/

- 人口の減少等を背景に、様々な業界で、経営統合によって強い経営基盤を作ることを目的に業界再編が行われることが考えられるが、そのような経営統合によって中小企業が不利益を受けることのないよう、十分な審査を行ってほしい。（長岡市）
- 不当廉売として違反となる基準が消費者にとって分かりにくいと思う。また、不当廉売の規制は、行き過ぎると安い価格が出てこなくなり、消費者に逆に不利益となる。（静岡市）

2 下請法の運用

- 中小企業は親事業者から濫用行為を受けやすいが、取引の立場上、なかなか言い出せないでいる。今後、消費税増税等で下請事業者には様々な影響が予想されることから、通報者の保護、下請法の遵守を徹底してほしい。（長岡市）
- 申告を行った下請事業者が不利益を受けることがないように、公正取引委員会が処分を行った後、そのような行為が行われていないか継続的にチェックすべきである。（福島市）
- 下請事業者の長時間労働につながるような納期の短縮化など働き方改革と逆行するような商慣行も多い。大企業の働き方改革のしわ寄せが下請事業者に来ているように思われる。下請代金に関するものだけでなく、多面的な調査をお願いしたい。（鹿児島市）

3 消費税転嫁対策特別措置法の運用

- 消費税を正しく転嫁できない取引関係がまだ存在する。公正取引委員会には、事業者がより相談しやすい体制を作っていただきたい。（広島市）
- 平成31年10月の消費税率10%への引上げの際には、消費税の転嫁が適正に行われるよう、事前の広報活動にしっかり取り組んでいただきたい。（高知市）
- 最近、大手運送事業者の値上げの報道を受け、ようやく消費税率引上げ分の転嫁を認めてもらえることとなった。業界全体として消費税増税分の転嫁が適正に行われない風潮が運送業界にはあるので、監視などの強化に努めてほしい。（高知市）

4 広報・広聴活動

- 公正取引委員会や独占禁止法に対する馴染みがないという人も多く、相談するための身近な窓口があると良いと思う。消費生活センターのように各拠点に相談所を設置したり、一般的な相談を受け付ける窓口としてフリ

ーダイヤルのようなものを導入して、より相談しやすい体制を構築してはどうか。（長岡市）

- ビッグデータのようなデータの囲い込みや、芸能人やスポーツ選手に関係する有識者検討会のような一般国民にも身近に考えられる内容を報道発表していただければ、報道機関としても、公正取引委員会を自由な競争環境を守る身近な存在として社会に伝えることができる。（京都市）
- 独占禁止法教室を毎年開催したとしても、特定の大学の一部の学生しか受講しないので、どうしても一時的、限定的な効果となる。大学生などへの教育・広報として、より効果的な他の方法を考えてもよいのではないか。（福島市）
- 中学校の社会科教師も、市場経済や競争の意義を余り深く理解できていないことが多い。そこで、独占禁止法についての教師向け説明資料を用意するなど、教師側の理解を深めることも重要である。（旭川市）

5 独占禁止法改正

- 確約制度を運用することとなった場合であっても、法の運用の透明性を確保するため、それがどのような事件であって、なぜ確約で処理することになったのかを明らかにするよう情報公開を徹底してほしい。（長岡市）
- 課徴金制度に「裁量性を持たせる」というと、公正取引委員会がさじ加減を有しているようにも受け止められる可能性があるので、誤解を生じさせないよう説明を工夫すべきである。（広島市）

以上

有識者と公正取引委員会との懇談会 開催一覧

地域	開催日	担当委員
旭川市	10月27日	三村 晶子 委員
福島市	11月10日	小島 吉晴 委員
長岡市	10月24日	小島 吉晴 委員
静岡市	11月 9日	青木 玲子 委員
京都市	11月 9日	三村 晶子 委員
広島市	10月25日	青木 玲子 委員
高知市	11月10日	山本 和史 委員
鹿児島市	10月24日	山本 和史 委員

第1 北海道地区（旭川市）

1 独占禁止法の運用・競争政策の唱導

- ・ 減額，買ったとき，優越的地位の濫用に当たる行為など，表に出てきていない違反行為が存在しているようである。公正取引委員会には，このような情報の収集及び的確な法執行を行ってほしい。

2 下請法の運用

- ・ 今後も，下請事業者への支払遅延や代金減額が行われないう，継続して監視をしていただきたい。また，報道機関等を活用した下請法や独占禁止法の周知徹底もお願いしたい。

3 消費税転嫁対策特別措置法の運用

- ・ 下請事業者は，取引停止や商品価格の減額をおそれて増税分の転嫁を取引先に言い出せないの，転嫁しやすい環境作りをお願いしたい。

4 広報・広聴活動

- ・ 公正取引委員会の組織や所管法令が事業者には余り理解されていないと思われるので，引き続き，講習会等の広報活動を積極的に行うべきである。
- ・ 中学校の社会科教師も，市場経済や競争の意義を余り深く理解できていないことが多い。そこで，独占禁止法についての教師向け説明資料を用意するなど，教師側の理解を深めることも重要である。
- ・ 地方の小さな事案であっても積極的に公表していただきたい。報道機関としては，その記事を第一報としつつ，それに引き続いて地方版を含めて第二報，第三報と深掘りした報道をすることができる。

第2 東北地区（福島市）

1 独占禁止法の運用・競争政策の唱導

- ・ 震災復興に係る談合は厳しく取り締まらなければならないが、復興を急ぐため、発注者にはスピーディな入札システムを検討するなど緊急時の対応策も必要となる。公正取引委員会は、発注者側による入札システム構築を支援するため、震災復興に係る事件審査で得られた情報を発注者に提供してはどうか。
- ・ 違反行為の未然防止、競争政策の考え方の国民への普及啓発のため、デジタル関連分野のような新しい分野で公正取引委員会が指針を示すことには良い効果があると思う。

2 下請法の運用

- ・ 普段から、事業者に対し、このようなことをしたら下請法のルールに違反するといったことを説明しておく必要がある。そこで、ルール上疑わしい点について、業界団体と話をする機会を設けてはどうか。
- ・ 申告を行った下請事業者が不利益を受けないよう、公正取引委員会が処分を行った後、そのような行為が行われていないか継続的にチェックすべきである。

3 広報・広聴活動

- ・ 18歳選挙権が導入され、高校では主権者教育に力を入れている。歴史的にみると、独占が起これ、そこからの自由を確保しようとする消費者主権の重要性が認識されたという見方もできる。そこで、独占禁止法教室も主権者教育の一環であると説明できるのではないか。
- ・ 独占禁止法教室を毎年開催したとしても、特定の大学の一部の学生しか受講しないので、どうしても一時的、限定的な効果となる。大学生などへの教育・広報として、より効果的な他の方法を考えてもよいのではないか。
- ・ 公正取引委員会の広報活動はまだ不十分である。他の省庁は、大規模な団体に対してばかりではなく、小さい集まりや女性を中心とした団体などにも、連続して広報活動を行っている。そのような省庁と連携して広報活動を行ってはどうか。

4 その他

- ・ 各自治体の入札監視委員会をもっと機能させるためにも、公正取引委員会の職員が談合事件の実態を話すなど、入札監視委員会の委員に対する研修を行ってはどうか。

第3 関東・甲信越地区（新潟県長岡市）

1 独占禁止法の運用・競争政策の唱導

- ・ 人口の減少等を背景に、様々な業界で、経営統合によって強い経営基盤を作ることを目的に業界再編が行われることが考えられるが、そのような経営統合によって中小企業が不利益を受けることのないよう、十分な審査を行ってほしい。

2 下請法の運用

- ・ 中小企業は親事業者から濫用行為を受けやすいが、取引の立場上、なかなか言い出せないでいる。今後、消費税増税等で下請事業者には様々な影響が予想されることから、通報者の保護、下請法の遵守を徹底してほしい。
- ・ 新潟県内では、介護、飲食、運送の現場で人手が足りず、深刻な状況である。東京オリンピックを控え、東京中心に会場建設等が多くなり、資材や人員の不足なども予想される。こうした事情も踏まえながら、下請事業者には不利益を与える行為や不正が起きないように監視の目を光らせてほしい。

3 消費税転嫁対策特別措置法の運用

- ・ 今後、消費税が10%に上がることから、消費税の適正な転嫁のために、その周知・啓蒙活動を更に強力に進めてほしい。

4 広報・広聴活動

- ・ 公正取引委員会や独占禁止法に対する馴染みがないという人も多く、相談するための身近な窓口があると良いと思う。消費生活センターのように各拠点に相談所を設置したり、一般的な相談を受け付ける窓口としてフリーダイヤルのようなものを導入して、より相談しやすい体制を構築してはどうか。
- ・ 独占禁止法教室で行っているシミュレーションゲームや模擬立入検査などの体験型の授業は、子供たちが楽しみながら理解を深めることができ、非常に意義がある。ただ、昨年度、全国の中学校で54回開催されているが、全国の子供たちに周知をしていく観点からは回数が少ないのではないかと。
- ・ 独占禁止法教室の回数を増やそうにもマンパワーに限界もある。そこで、1時間の授業のうち10分なり15分間で視聴できるDVDを学校に配布して、それを使って授業を組み立ててもらってはどうか。

5 独占禁止法改正

- ・ 確約制度を運用することとなった場合であっても、法の運用の透明性を確保するため、それがどのような事件であって、なぜ確約で処理することになったのかを明らかにするよう情報公開を徹底してほしい。

第4 中部地区（静岡市）

1 独占禁止法の運用・競争政策の唱導

- 不当廉売として違反となる基準が消費者にとって分かりにくいと思う。また、不当廉売の規制は、行き過ぎると安い価格が出てこなくなり、消費者に逆に不利益となる。
- 金融機関に限らず、独占的になると最終的に市場に問題が生じるということは理解できる。しかし、地方の現状から考えると、厳しく審査すれば合併できず衰退していく事業者が出てきてしまい、本末転倒となってしまうのではないか。こういった疑問に対して、公正取引委員会はしっかり説明していく必要があるのではないか。

2 下請法の運用

- リコールの費用が下請事業者に転嫁されることがある。このような問題についても監視していただきたい。
- 大企業や中堅企業が社内でワークライフバランスを進めると、そのしわ寄せが中小企業にいくことになる。こういった業種・業者が中小企業にそのようなしわ寄せを押し付けているのかをモニタリングし、下請法上問題となるような行為を行っている企業への対応を強化してほしい。

3 広報・広聴活動

- 公正取引委員会の活動を理解し、それが消費者に力強い味方だと分かった。中部事務所は今年初めて消費生活フェアに出展したとのことであり、こういった活動を是非継続してもらいたい。

第5 近畿地区（京都市）

1 独占禁止法の運用・競争政策の唱導

- ・ 我が国が自由で公正な市場経済を維持していくためには、競争政策を積極的に展開するための法執行が必要である。公正取引委員会には、競争政策を担う官庁として、弱者を守り、自由競争を促すという確固たる対応をお願いしたい。
- ・ ビックデータやAIの活用が企業の競争力に格差をつけていくものと思う。1社がそのノウハウを独占することのないように規制・監督をしてほしい。また、公正で自由なデータ市場の創造・活性化に向けて関係機関と連携して取り組んでほしい。
- ・ 企業結合審査の基準は時代の変化に合わせて変わってきているかと思う。世界的市場の動向や、業界構造を十分に勘案して審査していただきたい。

2 下請法の運用

- ・ 平成28年12月の下請法運用基準の改定と同時に、公正取引委員会と中小企業庁の連名で「下請代金の支払手段について」という通知が出されたが、これは中小企業にとって非常に力強い内容である。
- ・ 国が働き方改革を進めて、大手企業が働き方改革をして残業を減らしているが、それにより下請事業者への負担が大きくなっているという話を聞く。

3 消費税転嫁対策特別措置法の運用

- ・ 消費税の増税が平成31年10月に予定されていることから、消費税の転嫁がなされているか厳正に監視していただきたい。

4 広報・広聴活動

- ・ ビッグデータのようなデータの囲い込みや、芸能人やスポーツ選手に関係する有識者検討会のような一般国民にも身近に考えられる内容を報道発表していただければ、報道機関としても、公正取引委員会を自由な競争環境を守る身近な存在として社会に伝えることができる。
- ・ 以前は、公正取引委員会は取締りをする怖いところというイメージを持っていたが、独占禁止政策協力委員になって、公正取引委員会は、産業を育てるために公正な取引を考えている機関だと感じるようになった。
- ・ 子供たちの将来を考えると、経済の仕組みや在り方をしっかりと学んでおくことは必要不可欠なことだと思っている。今後も、独占禁止法教室の開催に協力したい。

第6 中国地区（広島市）

1 独占禁止法の運用・競争政策の唱導

- ・ eコマースの分野にビッグデータを活用する巨大なプラットフォームが参入すると、革新的なビジネス展開が期待できる一方で、支配的地位に立ち、競争が阻害されることが危惧されるので、この分野の変化を監視し続けていただきたい。

2 消費税転嫁対策特別措置法の運用

- ・ 消費税を正しく転嫁できない取引関係がまだ存在する。公正取引委員会には、事業者がより相談しやすい体制を作っていただきたい。

3 広報・広聴活動

- ・ 公正取引委員会の活動内容は、まだ認知度が低い。テレビ、新聞等の媒体を通じて積極的に周知していくべきである。
- ・ 公正取引委員会から配信されるメルマガには、違反行為の事例等が分かりやすく記載されている。有益な情報源なので、もっと配信対象者を拡大すれば下請取引の改善につながると思う。

4 独占禁止法改正

- ・ 課徴金制度に「裁量性を持たせる」というと、公正取引委員会がさじ加減を有しているようにも受け止められる可能性があるので、誤解を生じさせないよう説明を工夫すべきである。
- ・ 事件関係人の防御権の確保については、欧米と比較しても遜色ない制度になるように取り組んでいただきたい。

第7 四国地区（高知市）

1 独占禁止法の運用・競争政策の唱導

- ・ 全業種の約2割超の企業が原材料やエネルギーコストの値上がり分を価格に転嫁できなかったという事例がある。そのように価格に転嫁できない場合、利益を圧縮するほかに、人件費、設備投資及び仕入価格を抑制して対応することになる。このようなことが日本経済全体に広がらないよう、原材料やエネルギーコストの価格転嫁が適正に行われるよう対応していただきたい。
- ・ 企業が保有するビッグデータは、物、役務及び知的財産権とは異なる新しい分野になると考えられるので、その保有、管理について公正取引委員会がどのように対応していくのかを示してもらいたい。

2 下請法の運用

- ・ 下請事業者は、その後の親事業者との取引への影響を考えると、どうしても積極的に申告しようという意識にならない。下請事業者が安心して申告できるような環境を整えてもらいたい。
- ・ 資本金だけでなく、売上高などを踏まえて区分したほうが実際の取引に即した親事業者・下請事業者の関係になるのではないか。

3 消費税転嫁対策特別措置法の運用

- ・ 平成31年10月の消費税率10%への引上げの際には、消費税の転嫁が適正に行われるよう、事前の広報活動にしっかり取り組んでいただきたい。
- ・ 最近、大手運送事業者の値上げの報道を受け、ようやく消費税率引上げ分の転嫁を認めてもらえることとなった。運送業界においては、業界全体として消費税増税分の転嫁が適正に行われない風潮があるので、監視など取引改善の強化に努めてほしい。

4 広報・広聴活動

- ・ どのような目的で独占禁止法等が制定され、また、独占禁止法等を遵守することにより、一般消費者の暮らし、企業の活動、日本経済全体にどのような影響があるかを全面的に発信していただきたい。
- ・ 事業者団体への周知活動だけでなく、事業者団体に加入していない個人事業者等に対する周知啓発活動も行ってもらいたい。

第8 九州地区（鹿児島市）

1 独占禁止法の運用・競争政策の唱導

- 諸外国でも競争法の導入が進んでいるが、国益が大事であり、国内の事業者が不利にならないよう配慮していただきたい。国によっては、自国の産物を非常に大事にし、それが世界的な競争力となっている。海外との競争に負け、日本の商品が売れないようであれば、豊かな社会の実現とはいえない。そのようなグローバルな視点で独占禁止法の運用をお願いしたい。
- 国際競争力の強化を大義名分として、国内では経営統合が進み、国内市場が寡占化してきている。グローバルマーケットの中で、世界の巨大資本に国益が害されないよう、国益を優先して独占禁止法を弾力的に運用していく必要があるが、国内市場の寡占化による弊害についても、監督官庁とも連携しながら適切に対処していただきたい。

2 下請法の運用

- 地方は中小企業が非常に多く、下請けいじめが横行しており、下請事業者が泣き寝入りせざるを得ない状況が続いている。違反行為を発掘し、下請事業者が泣き寝入りさせないという強い姿勢で取り組んでいただきたい。
- 下請事業者の長時間労働につながるような納期の短縮化など働き方改革と逆行するような商慣行も多い。大企業の働き方改革のしわ寄せが下請事業者に来ているように思われる。下請代金に関するものだけでなく、多面的な調査をお願いしたい。

3 その他

- 電力・ガスの小売業への参入全面自由化がスタートし、電力・ガス事業者は、より安価で、より優れたサービスの提供に努めるようになった。新規参入がない地方都市でも、需要者が価格比較サイトに掲載される他都市の価格を元に値下げを求める動きもみられる。他のエネルギーの販売や他の事業分野への進出などアクティブな事業展開を図っている事業者もある。

事業番号 0006

平成30年度行政事業レビューシート(公正取引委員会)

事業名	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に係る事業者向け広報等			担当部局庁	経済取引局取引部	作成責任者			
事業開始年度	平成25年度	事業終了(予定)年度	平成32年度	担当課室	消費税転嫁対策調査室	佐久間 正哉			
会計区分	一般会計								
根拠法令(具体的な条項も記載)	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第14条			関係する計画、通知等	・社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定) ・消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針(中間整理の具体化)(平成24年10月26日消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する対策推進本部決定)				
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費				
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	平成26年4月の消費税率の引上げに伴い発生している中小企業者等に不当に不利益を与える消費税の転嫁拒否等の行為の更なる防止を図るため、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。)の内容などの説明会の開催、パンフレットの作成・配布、新聞広告やインターネット広告等による広報活動等を行うことにより、消費税の円滑かつ適正な転嫁を図る。								
事業概要(5行程度以内。別添可)	本事業では、以下のような事業等を実施する。 ① 消費税転嫁対策特別措置法等の周知徹底を図るため、説明会を開催(移動相談会も併せて開催)するとともに、事業者団体等が主催する説明会に講師を派遣する。 ② 消費税転嫁対策特別措置法等の内容やガイドラインなどについて事業者に理解しやすいパンフレット等を作成・配布し、周知を行う。 ③ 消費税転嫁対策特別措置法等の周知徹底を行うとともに、消費税の転嫁拒否等の行為について厳しく監視する姿勢を示すために、新聞広告やインターネット広告等を実施する。								
実施方法	直接実施								
予算額・執行額(単位:百万円)			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度要求		
	予算の状況	当初予算	64.7	115.5	51.6	49.1			
		補正予算	-	▲46.6	-	-			
		前年度から繰越し	-	-	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-			
		予備費等	-	-	-	-			
		計	64.7	68.9	51.6	49.1	0		
		執行額	46	43	46				
	執行率(%)	71%	62%	89%					
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	71%	62%	89%					
平成30-31年度予算内訳(単位:百万円)	歳出予算目	30年度当初予算	31年度要求	主な増減理由					
	消費税転嫁対策業務旅費	2							
	消費税転嫁対策業務庁費	47.1							
	計	49	0						
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 30年度	目標最終年度 32年度
	平成30年度は、各広告物を認知した者の割合を23%以上となるようにする。	各広告物を認知した者の割合(204人/927人)	成果実績	%	-	-	22	-	-
			目標値	%	-	-	-	23	-
			達成度	%	-	-	-	-	-
根拠として用いた統計・データ名(出典)	メディア広報事後調査結果報告書(平成30年2月20日付株式会社オリコム作成)(事後調査アンケートにて各広告物を「確かに見た」又は「見たような気がする」と回答した者の割合)								

成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	27年度	28年度	29年度	中間目標	目標最終年度					
							30年度	32年度					
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	平成30年度は、各広告物を認知した者のうち、法律の内容を知っている者の割合が60%以上となるようにする。	各広告物を認知した者のうち、法律の内容を知っている者の割合(120人/204人)(各広告物を認知していない者のうち、法律の内容を知っている者の割合:12.6%(91人/723人))	成果実績	%	-	-	58.8	-	-				
			目標値	%	-	-	-	60	-				
			達成度	%	-	-	-	-	-				
根拠として用いた統計・データ名(出典)	メディア広報事後調査結果報告書(平成30年2月20日付株式会社オリコム作成)(事後調査アンケートにて各広告物を「確かに見た」又は「見たような気がする」と回答した者のうち、消費税転嫁拒否行為が法律で禁止されていることを「よく知っている」又は「知っている」と回答した者の割合)												
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	27年度	28年度	29年度	中間目標	目標最終年度					
							30年度	31年度					
	説明会参加者に対する事後アンケートにおいて平成32年度に満足度が90%以上となるようにする。	説明会参加者の満足度(876人/989人)					成果実績	%	91	87	89	-	-
							目標値	%	80	80	80	-	90
達成度			%	100	100	100	-	-					
根拠として用いた統計・データ名(出典)	主催説明会参加者の事後アンケート(説明会後のアンケートにおいて「満足できた」又は「概ね満足できた」と回答した者の割合)												
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標	単位	27年度	28年度	29年度	30年度 活動見込	31年度 活動見込						
	説明会の開催及び事業者団体主催の説明会への講師派遣回数							活動実績	回	78	109	57	
								当初見込み	回	150	75	75	75
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標	単位	27年度	28年度	29年度	30年度 活動見込	31年度 活動見込						
	パンフレットの配布部数							活動実績	部	364,221	264,650	401,050	
								当初見込み	部	500,000	500,000	500,000	500,000
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標	単位	27年度	28年度	29年度	30年度 活動見込	31年度 活動見込						
	違反事例パンフレットの配布部数							活動実績	部	20,546	15,007	3,950	
								当初見込み	部	-	-	-	-
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標	単位	27年度	28年度	29年度	30年度 活動見込	31年度 活動見込						
	広告を掲載した新聞媒体							活動実績	紙	74	74	38	
								当初見込み	紙	-	-	-	-
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標	単位	27年度	28年度	29年度	30年度 活動見込	31年度 活動見込						
	インターネットバナー広告表示回数							活動実績	回	135,577,291	86,415,029	65,615,297	
								当初見込み	回	-	-	-	-
単位当たり コスト	算出根拠	単位	27年度	28年度	29年度	30年度活動見込							
	説明会の開催及び事業者団体主催の説明会への講師派遣に係る費用/開催回数及び講師派遣回数							単位当たりコスト	円/回	18,674	5,354	23,955	
		計算式	円/回	1456562/78	583553/109	1365467/57							
単位当たり コスト	算出根拠	単位	27年度	28年度	29年度	30年度活動見込							
	パンフレットの作成・印刷・発送に係る費用/印刷部数							単位当たりコスト	円/部	13.5	13.3	14.4	
		計算式	円/部	4518720/335050	3508920/264650	5878099/406050							
単位当たり コスト	算出根拠	単位	27年度	28年度	29年度	30年度活動見込							
	違反事例パンフレットの作成・印刷・発送に係る費用/印刷部数							単位当たりコスト	円/部	-	26.5	-	
		計算式	円/部	-	396900/15000	-							
単位当たり コスト	算出根拠	単位	27年度	28年度	29年度	30年度活動見込							
	広告掲載に係る費用/広告を掲載した新聞部数							単位当たりコスト	円/紙	381,980	360,349	664,105	
		計算式	円/紙	28266518/74	26665831/74	25236006/38							
単位当たり コスト	算出根拠	単位	27年度	28年度	29年度	30年度活動見込							
	広告掲載に係る費用/インターネットバナー広告表示回数							単位当たりコスト	円/回	0.1	0.1	0.1	
		計算式	円/回	7837136/135577291	9368339/86415029	7783241/65615297							

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保 4									
	施策	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保 4-1									
	測定指標	定量的指標				単位	27年度	28年度	29年度	中間目標年度	目標年度
							実績値				
						目標値					
		定性的指標		目標		目標年度	施策の進捗状況(目標)				
							施策の進捗状況(実績)				
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係										
	平成26年4月の消費税率の引上げに伴い発生している中小企業者等に不当に不利益を与える消費税の転嫁拒否等の行為の更なる防止を図るため、法律の内容などを説明する説明会の開催、パンフレットの作成・配布、新聞広告やインターネット広告等による広報活動等を行うことは、消費税の円滑かつ適正な転嫁に資する。										
	経済・財政再生アクション・プログラム	改革項目	分野:	-							
KPI (第一階層)			単位	計画開始時年度	29年度	30年度	中間目標年度	目標最終年度			
				成果実績							
				目標値							
達成度		%									
KPI (第二階層)			単位	計画開始時年度	29年度	30年度	中間目標年度	目標最終年度			
				成果実績							
				目標値							
達成度		%									
事業所管部局による点検・改善											
国費投入の必要性	項目				評価	評価に関する説明					
	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。				○	消費税率の引上げに際し、中小企業者等を中心に消費税を価格へ転嫁しやすい環境を整備していくことが極めて重要な課題になっているところ、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、法律が成立し、同法において、国は、消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する取組について、徹底した広報を行うことが定められている(消費税転嫁対策特別措置法第14条)ところである。					
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。				○	法律の広報活動の実施に当たっては、法律を所管し、調査や指導等の中心となる公正取引委員会(国)が直接行う必要がある。また、移動相談会は、転嫁拒否等の被害を受けている事業者からの相談を受け付けるところ、係る相談への対応は申告者の保護の観点から、調査や指導の中心となる公正取引委員会(国)が率先して直接行う必要がある。					
政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。				○	消費税率の引上げに際し、中小企業者等を中心に消費税を価格へ転嫁しやすい環境を整備していくことが極めて重要な課題になっており、閣議決定で設置された消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部から、消費税の転嫁対策等についての理解を深めてもらうための各種メディア・媒体を活用した広報や説明会の開催などが求められており、優先度の高い事業である。						

事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	パンフレットの作成に当たっては、効率的な事業の実施を図るため、入札等を行うことで、コスト削減を行うとともに、メディア広報の実施に当たっては、効果的な事業の実施を図るため、企画競争を実施することにより、支出先を選定している。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。		無	
	競争性のない随意契約となったものはないか。		無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	パンフレットの作成に当たっては、効率的な事業の実施を図るため、入札等を行うことで、コスト削減を行っている。また、メディア広報の実施に当たっては、効果的な事業の実施を図るため、企画競争を行っているが、価格面についての審査項目を設定した上で、他の審査項目の2倍の点数で設定することにより、コストを重視している。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	事業の実施に当たっては、消費税の転嫁拒否等の行為の防止という目的のため、真に必要な施策について実施している。
事業の有効性	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。		○	パンフレットの作成に当たっては、事前に配布先に対し、必要部数の確認を行うことで、無駄な印刷を行わないようにし、コスト削減や効率化を行った。
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		○	メディア広報による法律内容の認知の上昇度合いは、達成率90%を超えており、成果目標に見合ったものであったといえる。 また、説明会の満足度は、成果目標を上回っており、成果目標に見合ったものであったといえる。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	事業の実施に当たっては、消費税の転嫁拒否等の行為の防止という目的のため、真に必要な施策について実施し、より効果的かつ低コストで実施するために入札等により支出先を選定した。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	新聞広告やインターネット広告のほかに雑誌広告及びラジオ広告を用いた集中的な広報事業を実施し、有効な消費税の転嫁拒否等の行為の防止を図る周知を行った。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	パンフレットについては説明会や事業者団体等への研修・講演の際において使用する等、十分に活用している。
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	
	所管府省名	事業番号	事業名	
点検・改善結果	点検結果	消費税の転嫁拒否等の行為の未然防止を図るため、事業者向けに広報活動を行っていることは極めて重要な課題であるところ、効率性と有効性を考慮しつつ、広報活動を行うことができた。		
	改善の方向性	引き続き、平成31年10月の消費税率引上げに向けて、効率的かつ有効性のある広報となるよう、必要な見直しを行いながら、実施していくこととする。		
外部有識者の所見				
行政事業レビュー推進チームの所見				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況				

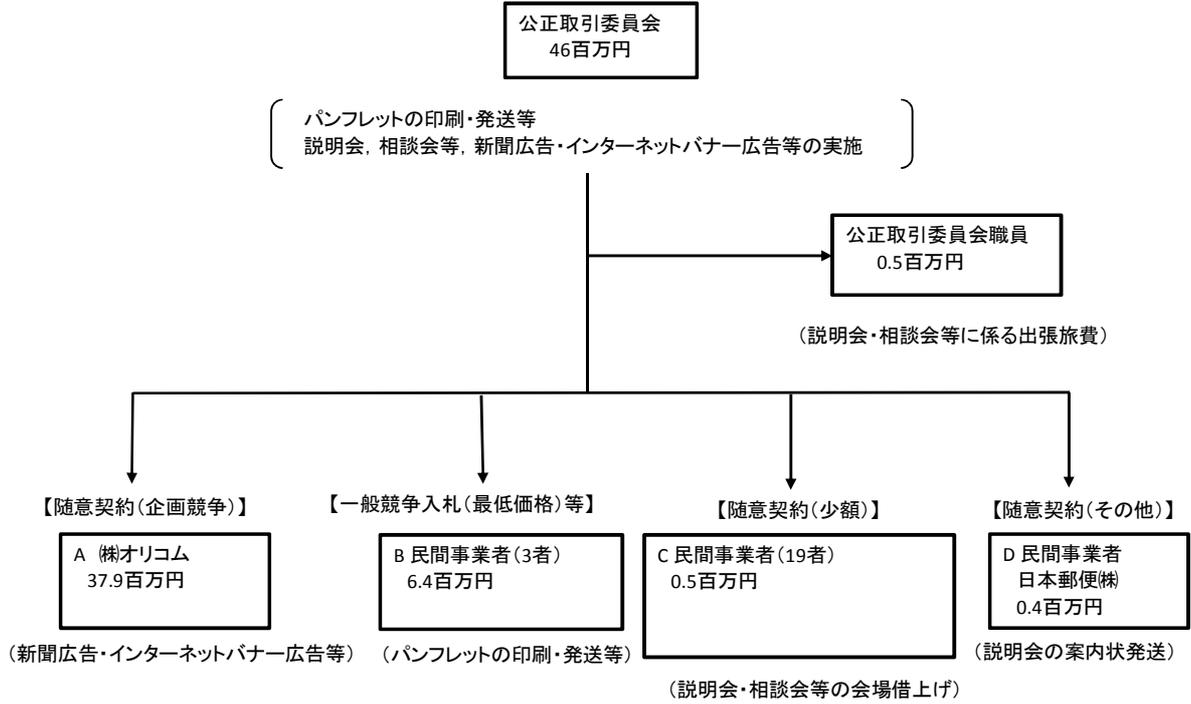
備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	新25-1
平成26年度	⑥	平成27年度	0006	平成28年度	0006		
平成29年度	公正取引委 員会 (0006)						

※平成29年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



費目・用途
(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と用途の双方で実情が分かるように記載)

A.株式会社オリコム			B.株式会社miura-ori lab		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
消費税転嫁等 対策業務庁費	平成29年度における消費税転嫁対策の広報事業	37.9	消費税転嫁等 対策業務庁費	「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために」パンフレット等の印刷及び発送業務	6.2
計		37.9	計		6.2

費目・用途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載

チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社オリコム	1010401006924	平成29年度における消費税転嫁対策の広報事業	37.9	随意契約 (企画競争)	3		

事業概要（消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に係る事業者向け広報等）

転嫁拒否等に対する迅速かつ厳正な対応

1. 転嫁拒否等の行為についての相談窓口の設置

転嫁拒否行為等に関する事業者からの相談や情報提供を一元的に受け付けるための相談窓口を、本局及び全国の地方事務所等（全国9か所）に設置している。

3条関係	届出関係	その他	合計
4,403件	1,301件	279件	5,983件

（平成25年4月から平成30年3月までの累計）

2. 事業者及び事業者団体に対する移動相談会

事業者にとって、より一層相談しやすい環境を整備するため、全国各地で移動相談会を実施している。（平成30年3月末時点253回）

	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
相談会	43回	36回	52回	47回	75回

（移動相談会回数の年度毎の内訳）

違反行為の未然防止のための取組（周知活動）

1. 説明会の実施

消費税転嫁対策特別措置法の内容を広く周知するため、事業者及び事業者団体を対象として、当委員会主催の説明会を実施しており、また、商工会議所、商工会、事業者団体等が開催する説明会等に、当委員会事務総局の職員を講師として派遣している。

- 公取委主催説明会の開催（平成30年3月末時点 199回）
- 商工会議所等や事業者団体等主催の説明会等に職員を講師として派遣（平成30年3月末時点 558回）

	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
説明会	42回	36回	51回	30回	40回
講師派遣	15回	73回	27回	59回	384回

（主催説明会及び講師派遣回数の年度毎の内訳）

2. 広報物の作成・配布

転嫁拒否行為が禁止されていること、転嫁拒否行為に対して当委員会が厳しく監視していること及び転嫁拒否行為に関する積極的な情報提供を求めていることを広く周知するため、集中的な広報を実施し、適宜、パンフレット等を配布している。

- 消費税率の引上げ直前期における集中的な広報を実施
平成26年3月：新聞、ラジオ、インターネット及び鉄道車内
- 消費税率の引上げ後における集中的な広報を実施
平成26年6月及び7月：新聞、雑誌及びインターネット
平成28年2月、11月：新聞及びインターネット
平成29年11月：新聞、雑誌、ラジオ及びインターネット
- リーフレット、パンフレット及びポスターの配布（随時）
- 消費税転嫁対策特別措置法の適用期限の延長に伴うパンフレットの改訂・配布（平成27年5月、平成28年11月）
- 事例パンフレットの作成・配布（平成27年3月）

消費税にまつわる 見過ごせない話

平成三十二年一〇月、消費税率10%への引上げが予定されている。それを見据えて、ある行為が問題視されているのだ。一度は耳にしたことがあるだろう、「消費税転嫁拒否」。消費税率の引上げに当たって、消費税率引上げ分の転嫁を拒否する行為である。

政府は来る消費税率引上げ時期に向け、平成二五年度より、消費税率の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法「消費税転嫁対策特別措置法」に基づき、公正取引委員会を中心に、「消費税転嫁拒否」行為を取り締まっているようだ。では具体的にどのような行為がそれに当たるのだろうか。

事業者が注意すべき 五つの行為とは？

消費税転嫁拒否行為は、大きく5つに分けられる。1、「買ったとき」…通常支払われる対価に比べ、対価の額を低く定めることで消費税の転嫁を拒否する行為。2、「減額」…消費税率の引上げ分の全部又は一部を事後的に減らして支払うことで消費税の転嫁を拒否する行為。3、「利益提供の要請」…消費税の転嫁を受け入れる代わりに、指定する商品の購入やサービスを利用させ、又は経済上の利益を提供させる行為。4、「消費税を含まない価格での交渉の拒否」…価格交渉を行う際、消費税を含まない価格での交渉を拒否する行為。5、「報復行為」…これらの事実を公正取引委員会等知らせたことを理由に報復行為と取れる不利益な取扱いを行う行為。

相談件数は 五〇〇〇件以上？

公正取引委員会では、これらの行為に関する、窓口相談、書面調査、事業者・事業者団体へのヒアリングなど様々な情報収集を行い、違反行為が認められた場合は指導・勧告などの措置を採っている。実際、平成二五年四月から平成二九年九月までの相談件数は、累計五七七八五件にのぼる。

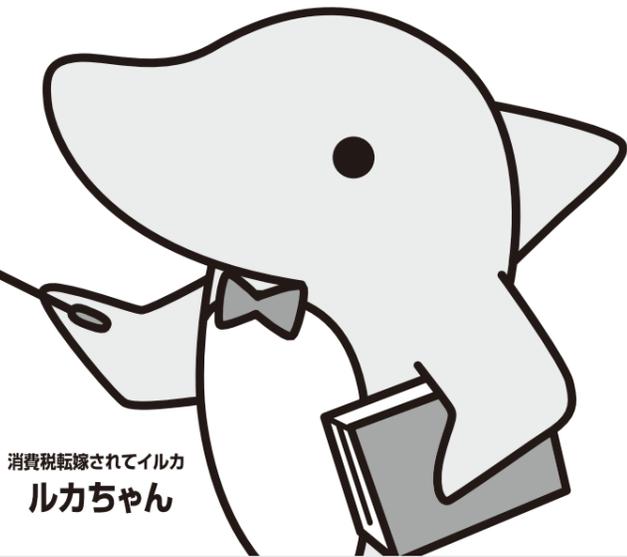
最後に。実際、取引先から消費税の転嫁を拒否された場合、事業者としては、その事実をなかなか申し出にくい。そんな立場、事情を考慮すると、「書面調査」という形で相談できるのは嬉しい。当然、情報提供者が取引先に特定できないよう万全の仕組みになっているので安心だ。経済の健全な発達のためにも、消費税の円滑かつ適正な転嫁は必要不可欠。

広告

一国民として他人事ではない。

知ってイルカ？ 消費税転嫁拒否のこと。

しょうひぜいてんかきよひ



消費税転嫁されてイルカ
ルカちゃん

～消費税転嫁拒否行為～
買ったとき 減額 商品購入、役務利用、利益提供の要請 消費税を含まない価格での交渉の拒否 報復行為

下請法の運用基準を改正！ 違反事例を66事例から 141事例に増加！

平成28年、下請等中小企業の取引条件の改善に向け、繰り返し見られる行為、問題ないと認識しやすい行為を中心に、違反行為事例を66事例から141事例に大幅に増加しました。

下請法についてのご相談はこちら

TEL:03-3581-3375 秘密厳守

11月は下請取引適正化推進月間です。

まずはこちらの書面調査にご協力ください



消費税転嫁拒否行為を受けたらすぐ相談

秘密厳守

消費税転嫁対策調査室

Tel.03-3581-3379

消費税転嫁拒否

検索

全国8か所の公正取引委員会地方事務所等でも受け付けています。
<http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/uketukemadoguti.html>



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

新聞 突出し

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

知ってイルカ?

しょうひぜいてんかきよひ
消費税転嫁拒否のこと。

増税前の
税込価格の
据え置きは
違反です



消費税転嫁されてイルカ
ルカちゃん

書面調査にご協力ください。
消費税転嫁拒否のご相談はこちら

Tel.03-3581-3379

消費税転嫁拒否 検索

下請法の運用基準を改正! 11月は下請取引適正化推進月間です

SE (工場などの環境音)

男性 「取引先が消費税を払ってくれない…」

♪(ジングル) ♪♪それ、消費税 転嫁拒否♪

SE (オフィスなどの環境音)

女性 「増税分を値上げしてもらえない…」

♪(ジングル) ♪♪それ、消費税 転嫁拒否♪

ナレーター お取引先からこのような行為を受けたら、

すぐに公正取引委員会まで。

♪(ジングル) ♪♪消費税転嫁対策♪

ナレーター まずは書面調査にご協力ください。

公正取引委員会です。

ウェブバナー

知ってイルカ?
いらいはいらいらい
消費税転嫁拒否のこと。

増税前の税込価格の
据え置きは違反です

書面調査にご協力ください。
ルカちゃん

下請法の運用基準を改正!

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

The banner features a yellow background with blue text and a cartoon character, Luca, pointing to a green chalkboard. The text on the chalkboard reads '増税前の税込価格の据え置きは違反です' (It is a violation to keep the tax-included price before the tax increase). Below the chalkboard, it says '書面調査にご協力ください。ルカちゃん' (Please cooperate with our written survey. Luca-chan). At the bottom, it states '下請法の運用基準を改正!' (Revising the application standards of the Subcontracting Act!) and includes the logo and name of the Japan Fair Trade Commission.

フェイスブック

FB カルーセル バナー



買ったとき
「消費税率が上がっても
引上げ分は上乗せしないから」



減額
「消費税率の引上げ分を
差し引いて振り込んでいたからね」



利益提供の要請
「消費税率の引上げ分を
支払う代わりにサービスしてよ」



消費税を含まない価格での交渉
「うちは税込価格の見積書しか
受け取らないわよ」



報復行為
「もうおたくとは
取引しないよ」



下請法の適用基準を改正！
違反行為事例を66事例から141事例に増加。

公正取引委員会 TEL.03-3581-3379

知ってイルカ?

消費税軽減税率のこと。

軽減税率の正しい理解の
見え方を伝えます。

こんな誤注者いじめは法律違反!

買ったとき

軽減税率適用商品(軽減税率対象品)と、軽減税率適用商品でない商品(軽減税率対象外品)を一緒に購入したとき、軽減税率は、軽減税率対象品と軽減税率対象外品を別々に適用します。

軽減税率 (軽減税率対象品) → **税率10%**

税率10% (軽減税率対象品) + **税率8%** (軽減税率対象外品) → **税率10%**

軽減税率適用商品(軽減税率対象品)と、軽減税率適用商品でない商品(軽減税率対象外品)を一緒に購入したとき、軽減税率は、軽減税率対象品と軽減税率対象外品を別々に適用します。

消費税

軽減税率適用商品(軽減税率対象品)と、軽減税率適用商品でない商品(軽減税率対象外品)を一緒に購入したとき、軽減税率は、軽減税率対象品と軽減税率対象外品を別々に適用します。

軽減税率 (軽減税率対象品) → **税率10%**

税率10% (軽減税率対象品) + **税率8%** (軽減税率対象外品) → **税率10%**

返品購入、空売り、不正競争の阻害

軽減税率適用商品(軽減税率対象品)と、軽減税率適用商品でない商品(軽減税率対象外品)を一緒に購入したとき、軽減税率は、軽減税率対象品と軽減税率対象外品を別々に適用します。

軽減税率 (軽減税率対象品) → **税率10%**

税率10% (軽減税率対象品) + **税率8%** (軽減税率対象外品) → **税率10%**

消費者も安心!

軽減税率適用商品(軽減税率対象品)と、軽減税率適用商品でない商品(軽減税率対象外品)を一緒に購入したとき、軽減税率は、軽減税率対象品と軽減税率対象外品を別々に適用します。

軽減税率 (軽減税率対象品) → **税率10%**

税率10% (軽減税率対象品) + **税率8%** (軽減税率対象外品) → **税率10%**

報復行為

軽減税率適用商品(軽減税率対象品)と、軽減税率適用商品でない商品(軽減税率対象外品)を一緒に購入したとき、軽減税率は、軽減税率対象品と軽減税率対象外品を別々に適用します。

軽減税率 (軽減税率対象品) → **税率10%**

税率10% (軽減税率対象品) + **税率8%** (軽減税率対象外品) → **税率10%**

消費者が安心して利用できるように
軽減税率適用商品(軽減税率対象品)と、軽減税率適用商品でない商品(軽減税率対象外品)を一緒に購入したとき、軽減税率は、軽減税率対象品と軽減税率対象外品を別々に適用します。

Tel.03-3581-3379

消費者被害防止について

下課法の適用基準を改正!
違反事例を66事例から141事例に増加!

- Cuti** 減額 店頭での減額による事例
割引が適用される商品と適用されない商品が一緒に購入されたとき、割引は適用されない商品にも適用されず、消費者は想定していたよりも高い価格を支払うことになる。
- 買ったとき** 店頭での減額による事例
軽減税率適用商品(軽減税率対象品)と、軽減税率適用商品でない商品(軽減税率対象外品)を一緒に購入したとき、軽減税率は、軽減税率対象品と軽減税率対象外品を別々に適用します。
- 合併した会社** 店頭での減額による事例
合併した会社は、合併前の会社と異なる税率を適用する場合があります。
- 下課代金を購入額(く)による買ったとき** 店頭での減額による事例
下課代金を購入額(く)による買ったときは、税率が異なる商品が一緒に購入されたとき、税率が異なる商品にも適用されず、消費者は想定していたよりも高い価格を支払うことになる。
- 不当な経済上の利益の提供要請** 店頭での減額による事例
不当な経済上の利益の提供要請は、消費者の利益を侵害する行為です。
- 不当な給付内容の変更・やり直し** 店頭での減額による事例
不当な給付内容の変更・やり直しは、消費者の利益を侵害する行為です。

消費者被害防止について TEL.03-3581-3379

消費者被害防止について

11月以下課取引適正化推進月間です。

特設ページ

知ってイルカ?

しょうひせいてんかきよひ

消費税転嫁拒否のこと。

増税前の税込価格の
据え置きは違反です

～消費税転嫁拒否行為～

買ったとき 減額

商品購入、役務利用、消費税を含まない
利益提供の要請 価格での交渉の拒否

報復行為

消費税転嫁されてイルカ
ルカちゃん

まずはこちらの書面調査にご協力ください

消費税転嫁拒否を受けたらすぐ相談

消費税法対策調査室
[秘密厳守] Tel.03-3581-3379

消費税転嫁拒否

検索

全国8か所の公正取引委員会地方事務所等でも受け付けています。
<http://www.jftc.go.jp/tenkatasaku/uketukemadoguti.html>

下請法の運用基準を改正! 違反事例を66事例から141事例に増加!

平成28年、下請等中小企業の取引条件の改善に向け、繰り返し見られる行為、
問題ないと認識しやすい行為を中心に、違反行為事例を66事例から141事例に大幅に増加しました。

下請法についてのご相談はこちら

11月は下請取引適正化推進月間です。TEL:03-3581-3375 [秘密厳守]

平成 30 年度行政事業レビューに係る行動計画

平成 30 年 4 月 16 日
公正取引委員会

平成 30 年度の公正取引委員会における行政事業レビューについては、「行政事業レビュー実施要領」(平成 25 年 4 月 2 日行政改革推進会議策定)等によるほか、本行動計画によって定める取組体制及びスケジュール等により実施するものとする。

第 1 行政事業レビューの取組体制

1 行政事業レビュー推進チーム

行政事業レビュー推進チーム(以下「チーム」という。)を設置し、チームが責任を持って行政事業レビュー(以下「レビュー」という。)を実施する。

(1) チームの構成

チームの構成員は、以下のとおりとする。

総括責任者：官房政策立案総括審議官

副総括責任者：官房総務課長

メンバー：官房総務課会計室長、官房総務課企画官、官房人事課長、
経済取引局総務課長、経済取引局取引部取引企画課長、
審査局管理企画課長

事務局：官房総務課、官房総務課会計室

(2) チームの取組

チームは、以下の取組を行う。

- ① 事業所管部局による行政事業レビューシート(以下「レビューシート」という。)の適切な記入及び厳格な自己点検の指導
- ② 外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取
- ③ 外部有識者による公開の場での点検(以下「公開プロセス」という。)の対象となる事業の選定及び点検結果の聴取
- ④ 前記①から③を踏まえた事業の厳しい点検(サマーレビュー)及び点検結果(所見)の取りまとめ
- ⑤ チーム所見を踏まえた事業の改善状況の点検
- ⑥ 概算要求への反映状況の確認及び取りまとめ
- ⑦ 優良な事業改善の取組の積極的な評価

2 行政事業レビュー外部有識者会合

外部有識者によって構成される行政事業レビュー外部有識者会合（以下「外部有識者会合」という。）を設置し、外部の視点を活用したレビューを実施する。

第2 取組の進め方

1 レビューシートの作成及び中間公表

(1) 事業単位の整理

平成29年度に実施した事業について、点検の対象となる事業の単位（以下「事業単位」という。）を整理する（人件費、事務的経費等の個別事業と直接関連付けることが困難な共通経費を除く。）。

(2) レビューシートの作成等

レビューシートは、事業所管部局が事業単位ごとに作成する。

(3) 事業所管部局による点検等

事業所管部局は、レビュー対象事業について、予算の支出先、使途、成果、活動実績等を踏まえ、厳正な点検を行い、その結果をレビューシートに記載する。

また、官房総務課会計室長は、事業所管部局が作成したレビューシートの内容について、厳正な自己点検が行われ、適切に記入されているか確認し、指導する。

(4) 中間公表

レビューシートは、記入可能な事項を記入の上、次の期日までに公正取引委員会のホームページ（以下「ホームページ」という。）において中間公表する。

ア 公開プロセスの対象となる事業は、原則として公開プロセス開始日の10日前

イ その他の事業は、遅くとも7月上旬

2 外部有識者による点検

(1) チームは、外部有識者に点検を求める事業を選定した後、外部有識者会合を開催し、外部有識者に点検を求める。

(2) チームは、外部有識者に対し、事業を点検する上での留意点等を周知し、外部有識者が適切な点検を行えるよう十分な情報を提供するとともに、外部有識者の要請に応じて資料等を提供する。

(3) チームは、外部有識者による点検の結果を、外部有識者の所見として、レビューシートの所見欄に記入する。

(4) 外部有識者会合の議事概要及び資料を速やかにホームページにおいて公

表する。

- (5) 外部有識者の所見を概算要求に向けての事業の検討において活用するとともに、異なる対応を行う場合には、十分な説明責任を果たす。
- (6) 政策評価の取組との連携を図るため、政策評価委員会との合同開催とする。
- (7) 外部有識者による点検終了後、レビューの取組全般について、外部有識者が公正取引委員会委員長に対して、直接に講評を行う機会を設ける。

3 公開プロセス

- (1) チームは、外部有識者による点検の対象事業のうち、事業の規模が大きいものなどのほか、公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるものを公開プロセスの候補事業とし、外部有識者の理解を得て対象事業を選定する。
- (2) 公開プロセスを実施する場合は、平成30年6月上旬から中旬までを目途に実施し、実施方法については行政改革推進本部事務局の定めに従う。

4 チームによる点検（サマーレビュー）及び概算要求等への反映

- (1) チームによる点検（サマーレビュー）
チームは、全ての事業について、厳正な点検を行い、点検結果を所見として、レビューシートの所見欄に記入する。
- (2) 概算要求等への反映
事業所管部局は、チームの所見を平成31年度予算概算要求や予算執行等に的確に反映する。官房総務課会計室長は、事業所管部局がチームの所見を概算要求に適切に反映させているか確認し、指導する。
また、事業所管部局は、その反映状況等について、レビューシートに分かりやすく記入する。

5 点検結果の最終公表

- (1) レビューシートの最終公表
レビューと政策評価の一覧性に留意し、チームの所見、所見を踏まえた事業の改善点、平成31年度予算概算要求における要求額等を記入したレビューシートを、平成31年度予算概算要求の提出期限後1週間以内に公表する。
- (2) 概算要求への反映状況の公表
チームの所見の各事業への反映状況、反映額の総額等を取りまとめ、平成31年度予算概算要求の提出期限後1週間以内に公表する。

6 新規事業及び新規要求事業の取扱い

(1) レビューシートの作成及び公表

事業所管部局は、平成30年度に新規に開始した事業（以下「新規事業」という。）及び平成31年度予算概算要求において新規に要求する事業（以下「新規要求事業」という。）についても、記入可能な範囲でレビューシートを作成する。

新規事業については平成29年度に実施した事業と同じ時期に、新規要求事業については平成31年度予算概算要求の提出期限後2週間以内に公表する。

(2) チームによる点検及び概算要求等への反映

チームは、新規事業及び新規要求事業について点検を行い、点検結果を所見としてレビューシートに記入する。また、事業所管部局は、チームの所見を平成31年度予算概算要求や予算執行等に的確に反映する。

(3) 概算要求への反映状況の公表

チームの所見の各事業への反映状況、反映額の総額等を取りまとめ、新規事業については平成29年度に実施した事業と同じ時期に、新規要求事業については平成31年度予算概算要求の提出期限後2週間以内に公表する。

7 その他レビューの実効性向上のための取組

(1) 優良な事業改善の取組の積極的な評価

チームは、事業所管部局による自主的な事業改善の取組のうち、優れた取組を優良事業改善事例として積極的に評価し、普及させる。

(2) 人事評価への反映

チームは、優良事業改善事例をはじめ、レビューの取組を通じ、厳格な事業の点検や積極的な事業見直しを行った職員の人事評価に反映されるよう取り組む。

第3 平成30年度の取組のスケジュール

